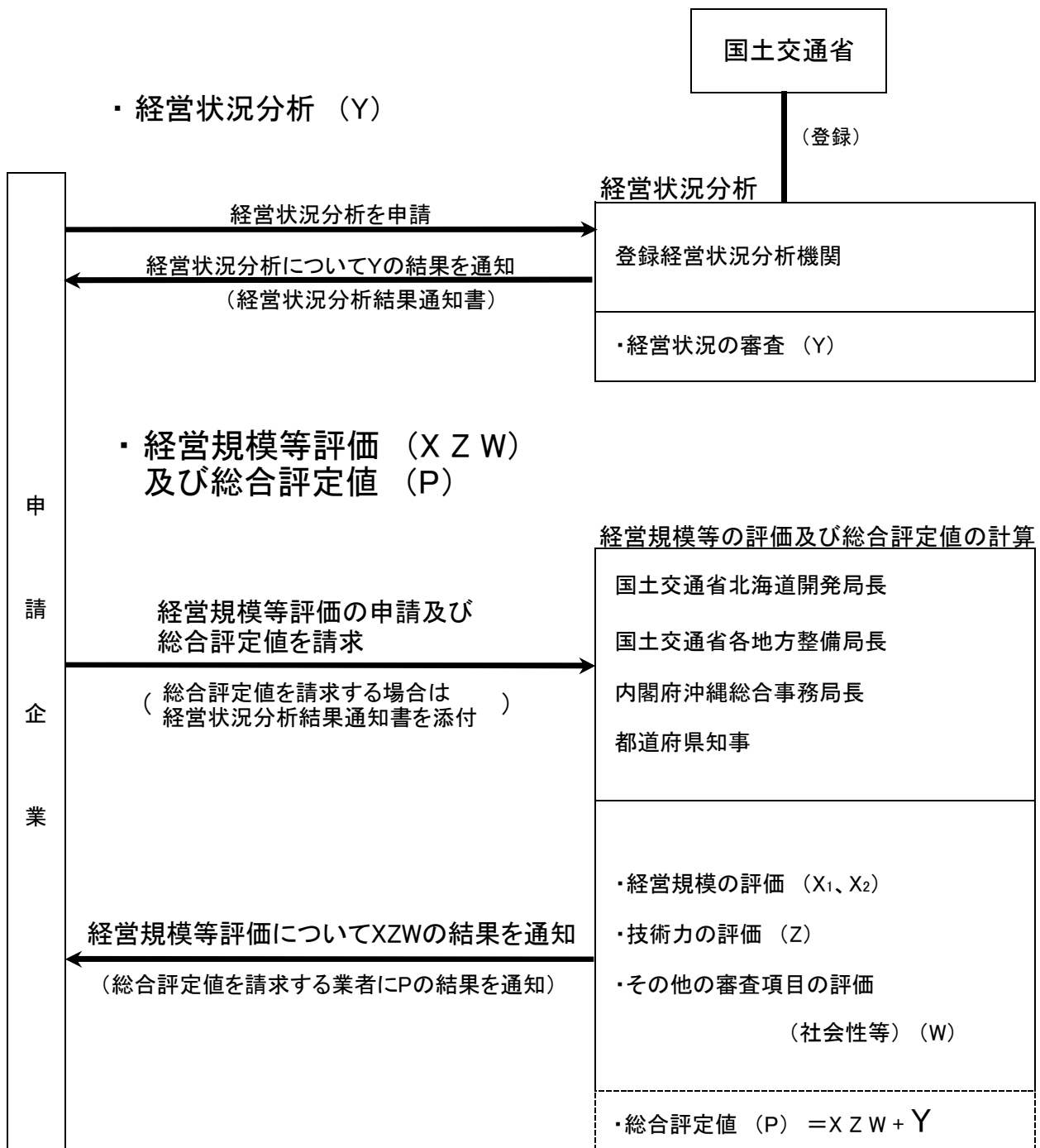


第3部 経営状況分析

第1	経営事項審査の手順	108
第2	経営状況分析申請	111
第3	経営状況分析申請用財務諸表の作成でのお願い	113
第4	建設業法施行規則別記様式第15号及び第16号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件	124
第5	申請書・財務諸表等記入例	134
第6	特殊事例（合併等）について	146
第7	参考法令等	148

第1 経営事項審査の手順



経営状況分析指標の算式

分析指標	算式	上限値	下限値
負債抵抗力			
純支払利息比率 (X1)	$\frac{\text{支払利息}-\text{受取利息配当金}}{\text{売上高}} \times 100$	5.1%	-0.3%
負債回転期間 (X2)	$\frac{\text{流動負債}+\text{固定負債}}{\text{売上高} \div 12}$	18.0ヶ月	0.9ヶ月
収益性・効率性			
総資本売上総利益率 (X3)	$\frac{\text{売上総利益}}{\text{総資本(2期平均)}} \times 100$	63.6%	6.5%
売上高経常利益率 (X4)	$\frac{\text{経常利益}}{\text{売上高}} \times 100$	5.1%	-8.5%
財務健全性			
自己資本対固定資産比率 (X5)	$\frac{\text{自己資本}}{\text{固定資産}} \times 100$	350.0%	-76.5%
自己資本比率 (X6)	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$	68.5%	-68.6%
絶対的力			
営業キャッシュフロー (X7)	$\frac{\text{営業キャッシュフロー}}{100,000}$ (2期平均) ※営業キャッシュフローの額は千円単位	15.0億円	-10.0億円
利益剰余金 (X8)	$\frac{\text{利益剰余金}}{100,000}$ ※利益剰余金の額は千円単位	100.0億円	-3.0億円

(X1からX8の各指標の計算結果は、小数点第4位を四捨五入)

<ul style="list-style-type: none"> ● 営業キャッシュフロー＝経常利益＋減価償却実施額－法人税、住民税及び事業税＋貸倒引当金（長期含む・正の数値で計算）増減額－売掛債権（受取手形＋完成工事未収入金）増減額＋仕入債務（支払手形＋工事未払金）増減額－棚卸資産（未成工事支出金＋材料貯蔵品）増減額＋未成工事受入金増減額 ● 連結決算の場合、営業キャッシュフロー＝連結キャッシュフロー計算書における「営業活動によるキャッシュフロー」の額 ● 財務諸表が2期分のみの場合、前々期の額は0とみなします。 ● 財務諸表が1期分のみの場合、前期の額は0とみなします。また、2期平均はしません。

営業キャッシュフローの増減の計算方法

(+) (増加分はキャッシュイン)	貸倒引当金(正の数値で計算) 支払手形(電子記録債権を含む)・工事未払金・未成工事受入金
(-) (増加分はキャッシュアウト)	受取手形(電子記録債権を含む)・完成工事未収入金 未成工事支出金・材料貯蔵品

* 営業CF (2期平均)は営業CF (当期)と営業のCF (前期)の平均

* 営業CF (当期)は、(当期決算－前期決算)の増減額

* 営業CF (前期)は、(前期決算－前々期決算)の増減額

経営状況点数 (A) = $-0.4650 \times (X1) - 0.0508 \times (X2) + 0.0264 \times (X3) + 0.0277 \times (X4)$
 $+ 0.0011 \times (X5) + 0.0089 \times (X6) + 0.0818 \times (X7) + 0.0172 \times (X8)$
 $+ 0.1906$ (小数点第3位を四捨五入)

経営状況の評点 (Y) = $167.3 \times A + 583$ (小数点第1位を四捨五入)

最高点: 1,595点 最低点: 0点

第2 経営状況分析申請

例示です

登録機関により書式等に相違が考えられます。
詳細は個別にお問い合わせください。

(1) 経営状況分析の申請に必要な提出書類

書 類 名	注 意 事 項
① 経営状況分析申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・記載例についてはP127をご参照ください。 ・申請者の記名、押印が必要です。また、代理人申請の場合には代理人の併記、押印（申請者の押印は不要）が必要です。
② 審査基準日直前1年分の財務諸表等	<ul style="list-style-type: none"> ・初めて申請いただくお客様は3年分の財務諸表が必要です。
【法人】 建設業法施行規則様式第15～17号の2 （貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書、株主資本等変動計算書、注記表）	<ul style="list-style-type: none"> ・課税事業者のお客様は「消費税抜き」、免税事業者のお客様は「消費税込み」で作成してください。 ・注記表も必ず添付してください。 法人のお客様は、分析に必要な注2 重要な会計方針（5）の「消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法」、注7 貸借対照表関係（2）の「保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額」（受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高、電子記録債権割引高及び電子記録債権譲渡高の内訳がわかるように）は必ず記載してください。
【個人】 建設業法施行規則様式第18～19号 （貸借対照表、損益計算書）	
【連結】 …連結財務諸表による申請の場合 連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュフロー計算書）	
③ 「減価償却実施額」を確認できる書類（当期・前期）	<ul style="list-style-type: none"> ・有報提出大会社（注）以外の会計監査人設置会社である親会社については、「監査証明書の写し」を提出することによって、親会社の経営状況の審査にその連結財務諸表を用いることができます。
【法人】 税務申告書別表16（1）及び同16（2）の写し 上記に加え、必要に応じ、その他減価償却実施額が確認できる書類の写し	「減価償却実施額」がゼロの場合、提出は不要です。 「減価償却実施額」の計上があり、左記の書類がない場合は、分析機関へお問い合わせください。 ・ 前期減価償却実施額について、前回申請時の当期減価償却実施額と変更がない場合には前期について提出を省略することができます。
【個人】 青色申告書一式の写し又は収支内訳書一式の写し 上記に加え、必要に応じ、その他減価償却実施額が確認できる書類の写し ※書類に個人番号（マイナンバー）が含まれる場合は、塗りつぶしてから送付をお願いします。	
【連結】 …連結財務諸表による申請の場合	
④ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・商号・名称、代表者名、住所等に変更がある場合は変更届（写し）も併せて必要になります。
⑤ 振替払込受付証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・経営状況分析申請書の裏面右下に貼付してください。
⑥ 兼業事業売上原価報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・損益計算書に「兼業事業売上原価」が計上されている場合に必要です。 ・初めて申請いただくお客様は3年分の兼業事業売上原価報告書が必要です。
【法人】【個人】 （建設業法施行規則別記様式第25号の9）	<ul style="list-style-type: none"> ・提出は不要です。
【連結】 …連結財務諸表による申請の場合	
⑦ 委任状の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者より申請に関し何らかの権限について委任を受けている方は、委任事項を記した委任状の写しが必要です。 この場合には、経営状況分析申請書等の申請者欄に申請者の記名に併記して、受任者の記名、押印が必要です ・受任者が経営状況分析結果通知書の受領を希望される場合は、必ずその旨を委任状へ記入してください。
⑧ 換算後の財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> ・決算期変更等で当期決算が12ヶ月に満たないお客様は必要です。

重要

※上記、提出書類のほか、財務諸表の内容に確認が必要な場合には税務申告書類等（決算報告書、勘定科目内訳明細書、元帳等）の提出又は提示をお願いする場合があります。また、審査の内容によっては一度に纏めて提出又は提示のお願いができない場合がありますので、予めご了承ください。

（注）会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号の規定に基づく大会社であり、かつ、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の規定に基づき、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない方

(2) 手数料

手数料は、所定の方法によりお支払い下さい。

(3) 申請者・申請先等

- 1 申請者 申請時に建設業法の規定により、国土交通大臣又は大分県知事の許可を受けている者
- 2 申請先 登録経営状況分析機関
- 3 申請方法 申請書類を所定の方法により申請する。
※郵送前に申請書類一式をコピーし保管して下さい。
- 4 申請期限 申請者の決算期到来後3ヶ月以内が望ましい。

なお、8月・9月を決算期とする法人については、経営事項審査日までの余裕日数がありません。「経営状況分析結果通知書」が添付できるように、確定申告後直ちに経営状況分析申請をして下さい。

(4) 経営状況分析結果通知書の送付

経営状況分析結果通知書は特定記録郵便で配達されます。

例示です

登録機関により書式等に相違が考えられます。
詳細は個別に問い合わせてください。

重 要	特定記録	料金後納 郵便
経審関係書類（経営状況分析結果通知書）在中		

第3 経営状況分析申請用財務諸表の作成でのお願い

1 財務諸表作成上の注意点

(1) 建設業法施行規則に定める勘定科目を用いて作成。(P 1 2 4～1 3 2 参照)

(2) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理について (P 1 4 2 参照)

課税業者の方は「税抜方式」で作成し、その処理方法を財務諸表の注記表に記載して下さい。

免税業者の方については、売上及び仕入れとも「税込方式」で作成することとなっておりますので、「免税事業者につき税込処理」と記載して下さい。

(3) 記載すべき金額について

千円単位で表示します。合計部分の金額については、各科目の1円単位まで計算したうえで千円単位で表示して下さい。(切り捨て、切り上げ、四捨五入のいずれかの方法)

(財務諸表の金額単位の表示例：切り捨ての場合)

	決算報告書の表示		財務諸表の表示
現金預金	10,000,900 円	→	10,000 千円
受取手形	30,000,900 円	→	30,000 千円
<u>その他</u>	<u>10,000,900 円</u>	→	<u>10,000 千円</u>
<u>流動資産合計</u>	<u>50,002,700 円</u>	→	<u>50,002 千円</u>

※個別科目の表示額の会計額と、流動資産合計とは必ずしも一致しません。

(4) 負の数値の記載 (科目金額に△の表示) について

(A) 貸借対照表は、原則として負 (△) の数値が計上されることはありません (「貸倒引当金」、「減価償却累計額」を除く)。

(B) 損益計算書は、原則として売上総利益等の各段階利益、「法人税等調整額」及び「法人税、住民税及び事業税」を除いて、負 (△) の数値が計上されることはありません。

(5) 受取手形割引高及び裏書譲渡高、電子記録債権割引高及び電子記録債権譲渡高の期末残高の記入について (P 1 4 2 参照)

期末に「受取手形割引高」「受取手形裏書譲渡高」、「電子記録債権割引高」「電子記録債権譲渡高」がある場合は、分析計算上必要ですので、財務諸表の注記表7(2)「保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額」の余白に、それぞれの残高を千円単位で記載して下さい。

さい。

なお、該当がない場合は、「0千円」又は「該当なし」等を記入して下さい。

(6) 税効果会計を採用している場合の注意事項

税効果会計とは、企業会計上の利益と税務会計上の課税所得のズレを調整して、企業会計上の適正な利益を決算書類に表示する経理処理の方法です。このような企業会計上の利益と税務会計上の課税所得の差異を一時差異といいます。税効果会計は、この一時差異を法人税等調整額として損益計算書に計上し、税引前当期純利益と法人税等とを合理的に対応させる会計手続きです。

税効果会計に使用する勘定科目は、貸借対照表では「繰延税金資産」（流動資産・固定資産）、「繰延税金負債」（流動負債、固定負債）、損益計算書では、「法人税等調整額」です。

財務諸表にも同じ勘定科目が表示されておりますので、税務申告の決算書からそのまま移し替えることができます。

※ 税効果会計を採用されていない建設企業は、「繰延税金資産」「繰延税金負債」「法人税等調整額」の科目は発生しません。

※ 証券取引法の適用を受ける上場会社等は【税効果会計】が義務付けられています。それ以外の会社については義務付けではありません。

(7) 法人税、住民税及び事業税の会計処理

企業会計原則では、「全ての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない（企業会計原則第二損益計算書原則1A）」とされ、「発生基準」を採用することを原則としています。

分析申請にあたっては、企業会計原則に則り「発生基準」に基づいた財務諸表を提出する必要があります。税務申告の決算書では「現金基準」の採用により、「販売費及び一般管理費（租税公課）」に前期の確定納付額を計上しているケースなどが見受けられますが、この場合経営事項審査では「発生基準」に基づき財務諸表を修正する必要があります。

1. 財務諸表を作成する場合は、貸借対照表に「未払法人税等」（未収還付税がある場合は流動資産に「未収還付法人税等」を計上）が、また損益計算書に「法人税、住民税及び事業税」が適正に計上されているか注意する必要があります。

当期純損失の決算でも住民税の均等割額が課税されますので、通常は「法人税、住民税及び事業税」がゼロになることはありません。

2. 税務申告の決算書が「現金基準」で作成されているため、前年度の「法人税、住民税及び事業税」が販売費及び一般管理費の「租税公課」に計上されている場合は、経営事項審査で使用する財務諸表の修正が必要です。
3. 「現金基準」から「発生基準」に変更した場合は、「繰越利益剰余金」が税務申告の決算書と財務諸表では差異が生じることがあります。翌期に財務諸表を作成する際は、この点に留意して株主資本等変動計算書の「繰越利益剰余金の当期首残高」を計上する必要があります。

経営事項審査の都度、このような組み替えを行うことは相当な労力が必要ですので、税務申告の決算書についても今後は「発生基準」で作成されるよう、会計事務所・税理士にご相談いただくことも大切です。

●ワンポイント

経営状況分析の財務諸表は「発生主義」での計上に統一されています。



現金主義・・・税金支払時に勘定記帳される。(対象営業年度がH31/4~R2/3のものに課せられた税金をR2/5の支払時に計上する)

発生主義・・・今期決算書で勘定記帳される。(対象営業年度がR2/4~R3/3のものに課せられるであろう税金の概算額をR3/3に計上する)

(勘定処理・仕訳例)

	現金主義	発生主義
法人税等関係	R2/5 租税公課 / 現金預金	R3/3 法人税、住民税及び事業税 / 未払法人税等

注意：経営事項審査は発生主義での処理です。

◆「法人税等」勘定の仕訳例（還付の場合）

	借方	貸方
中間納付をしたとき	① 法人税等の中間納付額1,200,000円を現金で支払った。	
	仮払法人税等 1,200,000	現金 1,200,000
決算時点	② 当期の法人税等の確定納税額は700,000円となった。	
	法人税住民税等 700,000 未収還付法人税等 500,000	仮払法人税等 1,200,000
還付を受けたとき	③ 2ヶ月後に上記②の還付を受けた。	
	当座預金 500,000	未収還付法人税等 500,000

◆未払法人税等

期末に、今期の法人税、住民税、事業税の未納付分を計上し、処理する勘定科目	
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> 法人税等の納付は翌期（期末から2ヶ月以内）に行なうため、決算時点では負債として処理する。 法人税等の中間納付をした場合、未納付額は次のように計算する。 未納法人税等＝確定納付額－中間納付額
計上の時期	・決算時。
決算時	・決算の時点で正確な納税額を計算するのは難しいので、実務では概算額を計上することが多い。
財務諸表	・貸借対照表の流動負債の区分に表示する。
備考	・事業所税、固定資産税、不動産取得税、都市計画税などの未納付額は未払法人税等には含めず、「未払金」などで処理する。

◆「未払法人税等」勘定の仕訳例

	借 方	貸 方		
決算時の処理	① 当期分の税額は次のとおりであった。 法人税 200,000円 住民税 50,000円 事業税 40,000円 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">法人税住民税等 290,000</td> <td style="width:50%;">未払法人税等 290,000</td> </tr> </table>		法人税住民税等 290,000	未払法人税等 290,000
法人税住民税等 290,000	未払法人税等 290,000			
納付時の処理	② ①の税金を小切手で振り出して納付した。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">未払法人税等 290,000</td> <td style="width:50%;">当座預金 290,000</td> </tr> </table>		未払法人税等 290,000	当座預金 290,000
未払法人税等 290,000	当座預金 290,000			

◆法人税・住民税及び事業税

法人税、住民税、事業税等、利益に課せられる税金を計上、処理する勘定科目	
ポイント	・法人税等の確定日と納付日には時差があるので注意する。
計上の時期	・納税時点、決算時点。
決算時	<ul style="list-style-type: none"> 確定納税日までの未払の部分は「未払法人税等」に計上する。 中間納付額が期末の確定税額よりも多い場合、還付請求見込額を「未収金」勘定に計上して処理する。
財務諸表	・損益計算書の税引前当期純利益の下に表示する。

◆「法人税等」勘定の仕訳例（追加納付の場合）

	借 方	貸 方				
中間納付をしたとき	① 法人税等の中間納付額1,200,000円を現金で支払った。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">仮払法人税等 1,200,000</td> <td style="width:50%;">現 金 1,200,000</td> </tr> </table>		仮払法人税等 1,200,000	現 金 1,200,000		
仮払法人税等 1,200,000	現 金 1,200,000					
決算時点	② 当期の法人税等の確定納税額は2,100,000円となった。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">法人税住民税等 2,100,000</td> <td style="width:50%;">仮払法人税等 1,200,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="width:50%;">未払法人税等 900,000</td> </tr> </table>		法人税住民税等 2,100,000	仮払法人税等 1,200,000		未払法人税等 900,000
法人税住民税等 2,100,000	仮払法人税等 1,200,000					
	未払法人税等 900,000					
確定納付をしたとき	③ 納付期限（決算の2ヶ月後）に②の未払法人税を納付した。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">未払法人税等 900,000</td> <td style="width:50%;">現 金 900,000</td> </tr> </table>		未払法人税等 900,000	現 金 900,000		
未払法人税等 900,000	現 金 900,000					

(8) 仮払税金、仮払法人税等の修正方法

税法では、「仮払税金」、「仮払法人税等」を税務申告の決算書上で計上することを認めています。

しかし、会計上は支払った法人税、住民税及び事業税を決算時点で「仮払税金」等として残すことはできません。税務申告の決算書に「仮払税金」、「仮払法人税等」を資産として計上している場合は、「法人税、住民税及び事業税」へ振り替えて財務諸表を作成する必要があります。

なお、未収還付法人税等が「仮払税金」に含まれている場合もありますので、次の点に注意してください。

1. 税務申告の決算書の流動資産に「仮払税金」「仮払法人税等」が計上されていないか注意が必要です。
また、「仮払金」や「その他（流動資産）」がある場合は、その中に「仮払税金」、「仮払法人税等」が混入していないか、税務申告書の勘定科目内訳書等で確認します。
2. 「仮払税金」「仮払法人税等」が計上されているときは、税務申告書の別表5(1)、別表5(2)で確認できます。
3. 「仮払税金」「仮払法人税等」の内容が未収還付法人等の場合、経営事項審査で使用する財務諸表は、「仮払税金」「仮払法人税等」の勘定科目ではなく、「未収還付法人税等」のように還付税の未収入金を示す勘定科目で表示します。
4. 「仮払税金」「仮払法人税等」のなかに過去の期の税等が含まれている場合は、財務諸表を遡って修正することはできないため、原則、一過性のものとして当期損益で処理します。
5. 「仮払税金」「仮払法人税等」を修正した場合、財務諸表と税務申告の決算書の「繰越利益剰余金」が異なることとなります。このことから翌期の財務諸表を作成する場合は、「繰越利益剰余金の当期首残高」には税務申告決算書の「繰越利益剰余金の当期首残高」を転記するのではなく、今回修正した「繰越利益剰余金の当期末残高」にあわせて計上する必要があります。

税務申告の決算書と財務諸表の会計処理が相違する場合、経営事項審査で使用する財務諸表の作成にかなりの労力が必要となりますので、会計事務所・税理士にご相談いただくことも大切です。

2 貸借対照表作成の注意点

(1) 流動資産

① 現金預金

当座借越（当期預金がマイナス）は他の預金と相殺せず、流動負債の「短期借入金」として計上して下さい。

② 受取手形

1年以内に回収できないことが明らかな「不渡手形」は計上できません。固定資産の投資その他の資産の「破産更生債権等」として計上して下さい。

③ 完成工事未収入金、兼業事業売掛金

完成工事高に係るものは「完成工事未収入金」、兼業事業売上高に係るものは「売掛金」として計上して下さい。

④ 未成工事支出金、兼業事業支出金

建設工事に係るものは「未成工事支出金」、兼業事業に係るものは「兼業事業支出金」として計上して下さい。

⑤ 販売用資産、材料貯蔵品

兼業事業にかかる製品、商品、販売用不動産は「販売用資産」、建設工事に係るものは「材料貯蔵品」として計上して下さい。

⑥ 短期貸付金

履行期が決算日の翌日から起算して1年を超えるものは固定資産の投資その他の資産の「長期貸付金」として計上して下さい。

⑦ 仮払税金、仮払法人税

「仮払税金」「仮払法人税」の科目をもって、中間又は予定申告による納付額を決算期末までに一時的に支出した金額を処理する場合があります。しかし、これらの勘定科目は決算時に「法人税、住民税及び事業税」等の納付税額を表す勘定科目に振り替えてください。

なお、未収還付法人税等などは「仮払税金」等ではなく、「未収還付法人税等」の勘定科目で流動資産に計上してください。

⑧ 仮払消費税、仮受消費税

消費税等の会計処理の方法について税抜方式を採用した場合に、「仮払消費税」又は「仮受消費税」が発生しますが、これらの勘定科目は決算時に相殺して、差額を「未払消費税」又「未収消費税」とし

て貸借対照表に計上します。

⑨ 保険積立金

満期日が1年を超えるものは固定資産の投資その他の資産に計上して下さい。

⑩ 貸倒引当金、債権償却特別勘定

固定資産（投資その他の資産）に係る「貸倒引当金」及び「債権償却特別勘定」は、固定資産（投資その他の資産）の「貸倒引当金」に振り替えて下さい。

⑪ 電子記録債権（債務）

営業取引から生ずる電子記録債権（債務）は、「電子記録債権（債務）」を示す科目をもって表示します。ただし、重要性が乏しい時には、「受取（支払）手形」に含めて表示することができます。

⑫ 「流動資産（その他）」に含めた科目のうち、その金額が「資産合計」の5%を超える科目については、当該資産を明示する科目をもって記載して下さい。

(2) 固定資産

① 有形固定資産

減価償却累計額を一括して計上せず、有形固定資産の勘定科目ごとに取得価額、減価償却累計額、期末帳簿価額を計上して下さい。

② 破産更生債権等

完成工事未収入金、受取手形等の営業債権及び貸付金、立替金等のその他の債権のうち破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなものを計上して下さい。

③ その他投資等

長期保証金等1年を超える債権、出資金その他の投資科目に属さないものを計上して下さい。

(3) 繰延資産（会社法で規定するもの）

創立費、開業費、株式交付費、社債発行費、開発費の会社法上規定されている項目のみ計上できます。これらに該当しないものは固定資産の無形固定資産又は投資その他の資産に計上して下さい。

(4) 流動負債

① 工事未払金、兼業事業未払金

建設工事原価に係るものは「工事未払金」、兼業事業原価に係るものは「買掛金」として計上してください。

② 短期借入金

短期借入金は、1年以内に返済されるもの及び当座借越額を含みます。

借入先が代表者や役員等が無利息のものであっても借入金となりますので短期借入金に含めて計上して下さい。

③ 割引手形、裏書譲渡手形の科目計上されている場合

流動資産の「受取手形」と相殺して下さい。

④ 未成工事受入金、兼業事業受入金

建設工事に係るものは「未成工事受入金」、兼業事業に係るものは「兼業事業受入金」として計上して下さい。

⑤ 仮受消費税

流動資産の「仮払消費税」の処理に従って下さい。(P 118 参照)。

⑥ 貸倒引当金、債権償却特別勘定

負債の部で計上している場合は、流動資産又は固定資産（投資その他の資産）の「貸倒引当金」に振り替えて下さい。

⑦ 「流動負債（その他）」に含めた科目のうち、その金額が「負債純資産合計」の5%を超える科目については、該当負債を明示する科目をもって記載して下さい。(P 136 参照)

(5) 固定負債

① 長期借入金

1年以内に返済される長期借入金は短期借入金に含めて計上します。借入先が代表者や役員等が無利息のものであっても借入金となりますので長期借入金に含めて計上して下さい。

② 「固定負債(その他)」に含めた科目のうち、その金額が「負債純資産合計」の5%を超える科目については、当該負債を明示する科目をもって記載して下さい。(P 136 参照)

(6) 期首資本金(個人のみ)

前期末の「純資産合計」を計上して下さい。(P 144 参照)

3 損益計算書作成の注意点

(1) 売上高

① 完成工事高

工事請負契約締結に基づく完成工事高を計上します。

コンサルタント収入、設計料、リース料、資材売却額等は該当しません。

② 兼業事業売上高

「業」として営んでいない場合の収入は、内容に応じて営業外収益の「その他」又は特別利益の「その他」に計上して下さい。

(2) 販売費及び一般管理費

① 従業員給料手当

本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与(賞与引当金繰入額を含む)を計上して下さい。

工事現場に従事する従業員のもの、完成工事原価報告書の「経費(うち人件費)」に計上して下さい。

② 貸倒引当金繰入額

営業取引により発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒引当金繰入額と戻入額の差額を計上して下さい。

(3) 営業外費用

貸倒引当金繰入額

営業取引以外により発生した受取手形等の債権に対する貸倒引当金繰入額と戻入額の差額を計上して下さい。

(4) 特別利益

① 前期損益修正益

前期の貸倒引当金、賞与引当金、完成工事補償引当金等の戻入益等を計上して下さい。

② その他特別利益

固定資産の売却益、多額の保険解約金、保険金収入、満期返戻金等を計上して下さい。

(5) 法人税、住民税及び事業税

法人税、住民税と事業税を計上して下さい。

また、法人税等の更正、決定等による追加納付や還付があった場合もここに含めて計上して下さい。

(6) 法人税等調整額

税効果会計を採用していない場合は、記載しないで下さい。なお、税効果会計適用初年度に「過年度税効果調整額」が発生したときは、ここに含めないで株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の当期変動額に計上して下さい。

(7) 完成工事原価報告書

① 労務費の内訳の労務外注費

該当しない場合は0と記入して下さい。

② 期首仕掛工事

期首仕掛工事として計上することはできません。必ず、材料費、労務費、外注費、経費に分類してそれぞれに加算して下さい。

③ 期末仕掛工事

期末仕掛工事として計上することはできません。必ず、材料費、労務費、外注費、経費に分類してそれぞれから減算して下さい。

第4 建設業法施行規則別記様式第15号及び第16号の
国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件
(昭和57年建設省告示1660号)

最終改正 平成22年2月3日 国土交通省告示第55号

貸借対照表

科 目	摘 要
[資産の部]	
I 流動資産	
現金預金	現金 現金、小切手、送金小切手、送金為替手形、郵便為替証書、振替貯金 払出証書等 預金 金融機関に対する預金、郵便貯金、郵便振替貯金、金銭信託等で決算 期後1年以内に現金化できると認められるもの。ただし、当初の履行 期が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産 に記載することができる。
受取手形	営業取引に基づいて発生した手形債権（割引に付した受取手形及び裏書 譲渡した受取手形の金額は、控除して別に注記する。）ただし、このうち 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年 以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産に 記載する。
完成工事未収入金	完成工事高に計上した工事に係る請負代金（税抜方式を採用する場合も 取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）の未収額。 ただし、このうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる 債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、 投資その他の資産に記載する。
有価証券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券及び決 算期後1年以内に満期の到来する有価証券
未成工事支出金	完成工事原価に計上していない工事費並びに材料の購入及び外注のため の前渡金及び手付金等
材料貯蔵品	手持ちの工事用材料及び消耗工具器具等並びに事務用消耗品等のうち未 成工事支出金、完成工事原価又は販売費及び一般管理費として処理され なかったもの
短期貸付金	決算期後1年以内に返済されると認められるもの。ただし、当初の返済 期が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産（長 期貸付金）に記載することができる。
前払費用	未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で決算期後1 年以内に費用となるもの。ただし、当初1年を超えた後に費用となるも のとして支出されたものは、投資その他の資産（長期前払費用）に記載 することができる。

科 目	摘 要
繰延税金資産	税効果会計の適用により資産として計上される金額のうち、次の各号に掲げるものをいう。 1 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連するもの 2 特定の資産又は負債に関連しないもので決算期後1年以内に取り崩されると認められるもの
そ の 他	完成工事未収入金以外の未収入金及び営業取引以外の取引によって生じた未収入金、営業外受取手形その他決算期後1年以内に現金化できると認められるもので他の流動資産科目に属さないもの。ただし、営業取引以外の取引によって生じたものについては、当初の履行期が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる。
貸倒引当金	受取手形、完成工事未収入金等流動資産に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載する。
Ⅱ 固 定 資 産	
(1) 有形固定資産	
建 物 ・ 構 築 物 〔 建 物 構 築 物 〕	次の建物及び構築物をいう。 社屋、倉庫、車庫、工場、住宅その他の建物及びこれらの付属設備 土地に定着する土木設備又は工作物
機 械 ・ 運 搬 具 〔 機 械 装 置 船 舶 航 空 機 車 両 運 搬 具 〕	次の機械装置、船舶、航空機及び車両運搬具をいう。 建設機械その他の各種機械及び装置 船舶及び水上運搬具 飛行機及びヘリコプター 鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具
工 具 器 具 ・ 備 品 〔 工 具 器 具 備 品 〕	次の工具器具及び備品をいう。 各種の工具又は器具で耐用年数が1年以上かつ取得価額が相当以上であるもの（移動性仮設建物を含む。） 各種の備品で耐用年数が1年以上かつ取得価額が相当以上であるもの
土 地	自家用の土地
リ ー ス 資 産	ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、有形固定資産に属するものに限る。
建 設 仮 勘 定	建設中の自家用固定資産の新設又は増設のために要した支出
そ の 他	他の有形固定資産科目に属さないもの
(2) 無形固定資産	
特 許 権	有償取得又は有償創設したもの
借 地 権	有償取得したもの（地上権を含む。）

科 目	摘 要
の れ ん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合の超過額
リ ー ス 資 産	ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、無形固定資産に属するものに限る。
そ の 他	有償取得又は有償創設したもので他の無形固定資産科目に属さないもの
(3) 投資その他の資産	
投 資 有 価 証 券	流動資産に記載された有価証券以外の有価証券。ただし、関係会社株式に属するものを除く。
関係会社株式・関係会社出資金	次の関係会社及び関係会社出資金をいう。
〔 関係会社株式 関係会社出資金 〕	会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第23号に定める関係会社の株式 会社計算規則第2条第3項第23号に定める関係会社に対する出資金
長 期 貸 付 金	流動資産に記載された短期貸付金以外の貸付金
破 産 更 生 債 権 等	完成工事未収入金、受取手形等の営業債権及び貸付金、立替金等のその他の債権のうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなもの
長 期 前 払 費 用	未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で流動資産に記載された前払費用以外のもの
繰 延 税 金 資 産	税効果会計の適用により資産として計上される金額のうち、流動資産の繰延税金資産として記載されたもの以外のもの
そ の 他	長期保証金等1年を超える債権、出資金（関係会社に対するものを除く。）等他の投資、その他の資産科目に属さないもの
貸 倒 引 当 金	長期貸付金等投資等に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載する。
Ⅲ 繰 延 資 産	
創 立 費	定款等の作成費、株式募集のための広告費等の会社設立費用
開 業 費	土地、建物等の賃借料等会社設立後営業開始までに支出した開業準備のための費用
株 式 交 付 費	株式募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の新株発行又は自己株式の処分のために直接支出した費用
社 債 発 行 費	社債募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の社債発行のために直接支出した費用（新株予約権の発行等に係る費用を含む。）
開 発 費	新技術の採用、市場の開拓等のために支出した費用（ただし、経常費の性格をもつものは含まれない。）

科 目	摘 要
[負債の部]	
I 流動負債	
支払手形	営業取引に基づいて発生した手形債務
工事未払金	工事費の未払額（工事原価に算入されるべき材料貯蔵品購入代金等を含む）。ただし、税抜方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。
短期借入金	決算期後1年以内に返済されると認められる借入金（金融手形を含む。）
リース債務	ファイナンス・リース取引におけるもので、決算期後1年以内に支払われると認められるもの
未払金	固定資産購入代金未払金、未払配当金及びその他の未払金で決算期後1年以内に支払われると認められるもの
未払費用	未払給料手当、未払利息等継続的な役務の給付を内容とする契約に基づいて決算期までに提供された役務に対する未払額
未払法人税等	法人税、住民税及び事業税の未払金
繰延税金負債	税効果会計の適用により負債として計上される金額のうち、次の各号に掲げるものをいう。 1 流動資産に属する資産又は流動債権に属する負債に関連するもの 2 特定の資産又は負債に関連しないもので決算期後1年以内に取り崩されると認められるもの
未成工事受入金	請負代金の受入高のうち完成工事高に計上していないもの
預り金	営業取引に基づいて発生した預り金及び営業外取引に基づいて発生した預り金で決算期後1年以内に返済されるもの又は返済されると認められるもの
前受収益 ・・・引当金	前受利息、前受賃貸料等 修繕引当金、完成工事補償引当金・工事損失引当金等の引当金（その設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること。）
（ 修繕引当金 完成工事補償引当金 工事損失引当金 役員賞与引当金	完成工事高として計上した工事に係る機械等の修繕に対する引当金 引渡しを完了した工事に係るかし担保に対する引当金 工事原価総額等が工事収益総額を上回る場合の超過額から、他の科目に計上された損益の額を控除した額に対する引当金 決算日後の株主総会において支給が決定される役員賞与に対する引当金（実質的に確定債務である場合を除く。）
その他	営業外支払手形等決算期後1年以内に支払又は返済されるものと認められるもので他の流動負債科目に属さないもの
II 固定負債	
社 債	会社法（平成18年法律第86号）第2条第23号の規定によるもの（償還期限が1年以内に到来するものは、流動負債の部に記載すること。）
長期借入金	流動負債に記載された短期借入金以外の借入金
リース債務	ファイナンス・リース取引におけるもののうち、流動負債に属するもの以外のもの

科 目	摘 要
繰延税金負債	税効果会計の適用により負債として計上される金額のうち、流動負債の繰延税金負債として記載されたもの以外のもの
・・・引当金	退職給付引当金等の引当金（その設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること。）
〔退職給付引当金〕	役員及び従業員の退職給付に対する引当金
負ののれん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回る場合の不足額
その他	長期未払金等1年を超える負債で他の固定負債科目に属さないもの
〔純資産の部〕	
I 株主資本	
資本金	会社法第445条第1項及び第2項、第448条並びに第450条の規定によるもの
新株式申込証拠金	申込期日経過後における新株式の申込証拠金
資本剰余金	
資本準備金	会社法第445条第3項及び第4項、第447条並びに第451条の規定によるもの
その他資本剰余金	資本剰余金のうち、資本金及び資本準備金の取崩しによって生ずる剰余金や自己株式の処分差益など資本準備金の取崩し以外のもの
利益剰余金	
利益準備金	会社法第445条第4項及び第451条の規定によるもの
その他利益剰余金	
・・・積立金 （準備金）	株主総会又は取締役会の決議により設定されるもの
繰越利益剰余金	利益剰余金のうち、利益準備金及び・・・積立金（準備金）以外のもの
自己株式	会社が所有する自社の発行済株式
自己株式申込証拠金	申込期日経過後における自己株式の申込証拠金
II 評価・換算差額	
その他有価証券評価差額金	時価のあるその他有価証券を期末日時価により評価換えることにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
繰延ヘッジ損益	繰延ヘッジ処理が適用されるデリバティブ等を評価換えることにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
土地再評価差額金	土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき事業用土地の再評価を行ったことにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
III 新株予約権	会社法第2条第21号の規定によるものから同法第225条第1項に定める自己新株予約権の額を控除した残額

損 益 計 算 書

科 目	摘 要
I 売上高 完成工事高	工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額及び工事完成基準により収益に計上する場合における最終総負請高（請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計上による請負高。）。ただし、税抜方式を採用する場合は取引に係る消費税額及び地方消費税額を除く。なお、共同企業体により施工した工事については、共同企業体全体の完成工事高に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を計上する。
兼業事業売上高	建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合における当該事業の売上高
II 売上原価 完成工事原価	完成工事高として計上したものに对应する工事原価
兼業事業売上原価	兼業事業売上高として計上したものに对应する兼業事業の売上原価
売上総利益 (売上総損失)	売上高から売上原価を控除した額
完成工事総利益 (完成工事総損失)	完成工事高から完成工事原価を控除した額
兼業事業総利益 (兼業事業総損失)	兼業事業売上高から兼業事業売上原価を控除した額
III 販売費及び一般管理費 役員報酬	取締役、執行役、会計参与又は監査役に対する報酬（役員賞与引当金繰入額を含む。）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員等に対する給料、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	役員及び従業員等に対する退職金（退職年金掛金を含む。）ただし、退職給付に係る会計基準を適用する場合には、退職金以外の退職給付費用等の適当な科目により記載すること。なお、いずれの場合においても異常なものを除く。
法定福利費	健康保険、厚生年金保険、労働保険等の保険料の事業主負担額及び児童手当拠出金
福利厚生費	慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生等に要する費用
修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費及び倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、交通費及び旅費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用

科 目	摘 要
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
貸倒引当金繰入額	営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。
貸 倒 損 失	営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。
交 際 費	得意先、来客等の接待費、慶弔見舞及び中元歳暮品代等
寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付
地 代 家 賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	減価償却資産に対する償却額
開 発 費 償 却	繰延資産に計上した開発費の償却額
租 税 公 課	事業税（利益に関連する金額を課税標準として課されるものを除く。）、事業所税、不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、身体障害者雇用納付金等の公課
保 険 料	火災保険その他の損害保険料
雑 費	社内打合せ等の費用、諸団体会費並びに他の販売費及び一般管理費の科目に属されない費用
（ 営 業 利 益 営 業 損 失 ）	売上総利益（売上総損失）から販売費及び一般管理費を控除した額
IV 営業外収益	
受取利息及び配当金	次の受取利息、有価証券利息及び受取配当金をいう。
〔 受 取 利 息 有価証券利息 受 取 配 当 金	預金利息及び未収入金、貸付金等に対する利息。ただし、有価証券利息に属するものを除く。 公社債等の利息及びこれに準ずるもの 株式利益配当金（投資信託収益分配金、みなし配当金を含む。）
そ の 他	受取利息及び配当金以外の営業外収益で次のものをいう。
〔 有価証券売却益 雑 収 入	売買目的の株式、公社債等の売却による利益 他の営業外収益科目に属さないもの
V 営業外費用	
支 払 利 息	次の支払利息及び社債利息をいう。
〔 支 払 利 息 社 債 利 息	借入金利息等 社債及び新株予約権付社債の支払利息
貸倒引当金繰入額	営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。
貸 倒 損 失	営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。

科 目	摘 要
そ の 他	支払利息、貸倒引当金繰入額及び貸倒損失以外の営業外費用で次のものをいう。
創立費償却	繰延資産に計上した創立費の償却額
開業費償却	繰延資産に計上した開業費の償却額
株式交付償却	繰延資産に計上した株式交付費の償却額
社債発行費償却	繰延資産に計上した社債発行費の償却額
有価証券売却損	売買目的の株式、公社債等の売却による損失
有価証券評価損	会社計算規則第5条第3項第1号及び同条第6項の規定により時価を付した場合に生ずる有価証券の評価損
雑支出	他の営業外費用科目に属さないもの
経常利益 (経常損失)	営業利益(営業損失)に営業外収益の合計額と営業外費用の合計額を加減した額
VI 特別利益 前期損益修正益	前期以前に計上された損益の修正による利益。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益(経常損失)に含めることができる。
そ の 他	固定資産売却益、投資有価証券売却益、財産受贈益等異常な利益。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益(経常損失)に含めることができる。
VII 特別損失 前期損益修正損	前期以前に計上された損益の修正による損失。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益(経常損失)に含めることができる。
そ の 他	固定資産売却損、減損損失、災害による損失、投資有価証券売却損、固定資産圧縮記帳損、損害賠償金等異常な損失。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益(経常損失)に含めることができる。
税引前当期純利益 (税引前当期純損失)	経常利益(経常損失)に特別利益の合計額と特別損失の合計額を加減した額
法人税、住民税及び事業税	当該事業年度の税引前当期純利益に対する法人税等(法人税、住民税及び利益に関する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ。)の額並びに法人税等の更正、決定等による納付税額及び還付税額
法人税等調整額	税効果会計の適用により計上される法人税、住民税及び事業税の調整額
当期純利益 (当期純損失)	税引前当期純利益(税引前当期純損失)から法人税、住民税及び事業税を控除し、法人税等調整額を加減した額とする

完 成 工 事 原 価 報 告 書

科 目	摘 要
材 料 費	工事のために直接購入した素材、半製品、製品、材料貯蔵品勘定等から振り替えられた材料費（仮設材料の損耗額等を含む。）
労 務 費	工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料及び手当等。工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものは、労務費に含めて記載することができる。
（うち労務外注費）	労務費のうち、工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものに基づく支払額
外 注 費	工種・工程別等の工事について素材、半製品、製品等を作業とともに提供し、これを完成することを約する契約に基づく支払額。ただし、労務費に含めたものを除く。
経 費	完成工事について発生し、又は負担すべき材料費、労務費及び外注費以外の費用で、動力用水光熱費、機械等経費、設計費、労務管理費、租税公課、地代家賃、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、雑費、出張所等経費配分賦額等
（うち人件費）	経費のうち従業員給料手当、退職金、法定福利費及び福利厚生費

第5 申請書・財務諸表等記入例

例示です

登録機関により書式等に相違が考えられます。
詳細は個別にお問い合わせください。

(表面)

令和 3 年 10 月 3 日

ペン又はボールペンで
記入する。

経営状況分析申請書

建設業法第27条の24第2項の規定により、経営に関する客観的事項の審査のうち経営状況の分析の申請をします。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

登録経営状況分析機関代表者

代理人申請の場合は、申請者名と代理人氏名を
併記し押印する(申請者の押印不要)。この場
合、申請等にかかる委任状の写しを添付する。

ゴム印でもよい。

東京都中央区築地2-11-24

殿 申請者: 株式会社 鈴木組 代表取締役 分析 太郎

申請する日を記入する。	申請年月日	01 03 年 10 月 03 日	許可通知書の許可の"有効期間の開始日"を記入する。
記載要領別表(1)の 国土交通大臣・都道 府県知事コードを記 入する。	申請時の許可番号	02 大臣知事 00 国土交通大臣 許可 知事 許可番号 特 - 30 第 999999 号 年月日 平成 31 年 03 月 01 日	右詰めで記入し、左 余白は"0"で埋め る。
	前回の申請時の許可番号	03 大臣知事 00 国土交通大臣 許可 知事 許可番号 特 - 第 年月日 平成 年 月 日	前回の申請時の許 可番号と異なる場合 のみ記入する。
	審査基準日	04 令和 03 年 06 月 30 日	
	審査対象事業年度	05 期間自 令和 02 年 07 月 01 日 ~ 至令和 03 年 06 月 30 日 処理の区分 ① 00 ②	
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	06 期間自 令和 01 年 07 月 01 日 ~ 至令和 02 年 06 月 30 日 処理の区分 ① 00 ②	記載要領を参照し 記入する。 処理の区分①は必 ず記入し、処理の区 分②は別表(2)に該 当する場合に記入 する。
	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	07 期間自 平成 30 年 07 月 01 日 ~ 至令和 01 年 06 月 30 日 処理の区分 ① 00 ②	
	法人又は個人の別	08 1 (1.法人 2.個人)	
	前回の申請の有無	09 2 (1.有 2.無)	
	単独決算又は 連結決算の別	10 1 (1.単独決算 2.連結決算)	項番04の審査基準 日を基準に記入す る。
	前号又は名称の フリガナ	11 スズキグミ	
法人の種類を表す 文字についてのフリ ガナは不要。	商号又は名称	12 (株)鈴木組	濁音・半濁音は1カ ラムで記入。 ○ ス × ス
	代表者又は個人の 氏名のフリガナ	13 ブンセキ タロウ	
	代表者又は個人の 氏名	14 分析 太郎	
姓と名の間は1カ ラム空ける。		15 13102 主たる営業所の所在地 市区町村コード	
全国地方公共団体 コード(総務省編)よ り記入する。 http://www.soumu.go.j p/denshijiti/code.ht ml を参照	主たる営業所の所在地	16 築地 2-11-24 104-0045 主たる営業所の 郵便番号	市区町村に続くこ ろから記入する。 例:「東京都中央区 築地2-11-24」の場 合
記載要領を参照し記 入する。減価償却実 施額がない場合は0 と記入する。なお、 項番19は項番09が1 の場合には記入を 要しない。	主たる営業所の電話番号	17 03-5565-6191	"-"(ハイフン)で継 ぎ、左詰めで記入 する。
	当期減価償却実施額	18 1210 (千円)	
	前期減価償却実施額	19 1120 (千円)	
	(備考欄)	20	
申請書はカラム内に 記入しない。	申請書はカラム内に 記入しない。	連絡先 所属名 総務部 氏名 分析花子 電話番号 03-5565-6191 ファックス番号 03-5565-6240	
この申請書を作成し た方について記入す る。	この申請書を作成し た方について記入す る。	経営状況分析業務委託契約款を承認のうえ申請します。	

前々期減価償却実施額 1,020千円

霞ヶ関行政書士事務所 霞ヶ関 二郎 T e l 03-5565-6131
F a x 03-5565-6131

※ 前期に申請されなかった場合は、「前々期減価償却実施額」の数値を余白に記
入する。
なお、実施額がない場合は0と記入する。

行政書士等が作成した場合は、氏名、電話番号、Fax番
号を余白に記入する。

2 財務諸表

財務諸表(法人)の記載例と注意事項、勘定科目の説明

重 (注)※は省令様式には定められていないが、使用頻度が高いため経営状況分析では設定された勘定科目です。
要 該当する場合は記入してください。

様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係）に準拠

貸借対照表

令和 3年6月30日現在

(会社名) 株式会社 鈴木組

資産の部

千円

I 流動資産

現金預金	20,000	(1)	
受取手形	1,500	(2)	割引・裏書手形は相殺して計上
完成工事未収入金	115,900	(3)	
※売掛金	3,400	(4)	兼業事業売上に係る未収入金を計上
有価証券	4,000	(5)	
未成工事支出金	27,200	(6)	仕掛工事の費用を計上
材料貯蔵品	3,000	(7)	
※販売用資産	40,000	(8)	販売用不動産、商品等
短期貸付金	6,000	(9)	決算期後1年以内に返済されると認められるもの
前払費用	2,800	(10)	
繰延税金資産	5,780	(11)	税効果会計で使用
※仮払金	1,420	(12)	仮払税金は計上できない
※未収還付法人税等	1,000	(13)	
その他	2,700	(14)	(注) 参照
貸倒引当金	△3,700	(15)	
流動資産合計	231,000	I	(1) + . . . + (14) + △ (15)

II 固定資産

(1) 有形固定資産

建物・構築物	50,000		
減価償却累計額	△20,200	29,800	(16)
機械・運搬具	88,000		
減価償却累計額	△18,500	69,500	(17)
工具器具・備品	9,000		
減価償却累計額	△4,300	4,700	(18)
土地		43,000	(19)
リース資産			
減価償却累計額			(20)
建設仮勘定			(21)
その他	4,000		
減価償却累計額	△2,000	2,000	(22) (注) 参照
有形固定資産合計		149,000	(イ) (16) + . . . + (22)

(2) 無形固定資産			
特許権	(23)		
借地権	(24)		
のれん	(25)		
リース資産	(26)		
その他	1,800	(27)	ソフトウェアなど(注)参照
無形固定資産合計	1,800	(ロ)	(23) + . . . + (27)
(3) 投資その他の資産			
投資有価証券	(28)		
関係会社株式・関係会社出資金	10,800	(29)	
長期貸付金	20,000	(30)	短期貸付金(流動資産)以外の貸付金
破産更生債権等	(31)		不渡手形等はここへ計上
長期前払費用	(32)		
繰延税金資産	20,220	(33)	税効果会計で使用
※保険積立金	7,680	(34)	
その他	1,940	(35)	(注) 参照
貸倒引当金	△440	(36)	
投資その他の資産合計	60,200	(ハ)	(28) + . . . + (35) + △ (36)
固定資産合計	211,000	II	(イ) + (ロ) + (ハ)

III 繰延資産

創立費	(37)		
開業費	(38)		
株式交付費	3,000	(39)	
社債発行費	(40)		
開発費	(41)		
繰延資産合計	3,000	III	(37) + . . . + (41)
資産合計	445,000	A	(I + II + III)

(注)

- 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高、電子記録債権割引高及び電子記録債権譲渡高は、分析審査上必要ですので必ず注記表7(2)に金額(ない場合は、「0千円」又は「該当なし」)の記載をお願いします。
- 「受取手形」、「完成工事未収入金」等の営業債権であっても、相手の倒産等により債権を回収できないことが明らかな場合は、「投資その他の資産」の「破産更生債権等」へ振り替えることとなります。また、営業債権が当初の履行期を遅延している場合や、過年度からほぼ同額の債権が固定化している場合は、回収の可能性について確認して、適切な勘定科目(例えば「長期末収入金」等)へ振り替える必要があります。
- 「その他(流動資産)」、「その他(有形固定資産)」、「その他(無形固定資産)」又は「その他(投資等)」に属する資産で、その金額が資産合計の100分の5を超えるものについては、当該資産の科目を明記して表示します。
- 営業債権は資産合計の100分の5以下であっても、当該資産の科目を明記して表示するか、類似の営業債権に含めて表示します。
- 繰延資産は、5勘定科目に限定されます。

負債の部

I 流動負債

支払手形	27,500	(1)
工事未払金	80,800	(2) 工事に係る未払金を計上
※買掛金	2,200	(3) 兼業事業に係る未払金を計上
短期借入金(役員・知人借入等を含む)	76,000	(4) 当座借越、手形借入金など
リース債務		(5)
未払金	18,200	(6) 主に人件費を除く経費の未払金
※未払消費税等	1,500	(7) 仮受・仮払消費税は相殺する
未払費用	12,500	(8) 人件費・公的費用の未払金
未払法人税等	5,300	(9) 納税充当金はここへ計上
繰延税金負債		(10) 税効果会計で使用
未成工事受入金	28,000	(11) 仕掛工事の前受金・中間金など
預り金	1,800	(12)
前受収益	2,000	(13)
※完成工事補償引当金	3,000	(14)
・・・引当金		(15) 該当する勘定科目名を記入
※仮受金		(16)
その他	1,200	(17) (注) 参照
流動負債合計	260,000	I (1) +・・・+ (17)

II 固定負債

社債		(18)
長期借入金(役員・知人借入等を含む)	110,000	(19) 1年以内の返済額は短期借入金扱い
リース債務		(20)
繰越税金負債		(21) 税効果会計で使用
※退職給付引当金	21,500	(22)
・・・引当金		(23) 該当する勘定科目名を記入
負ののれん		(24)
その他	3,500	(25) (注) 参照
固定負債合計	135,000	II (18) +・・・+ (25)
負債合計	395,000	B (I + II)

(注)

- 下請等に対する「労務外注費」などの未払金は「工事未払金」に計上します。
- 工事代金の前払金・中間出来高の受取金は「未成工事受入金」に計上します。
- 役員借入金は1年以内に返済が見込まれるものについては短期借入金、それ以外は長期借入金へ計上します。
- 「その他(流動負債)」、[その他(固定負債)]に属する負債で、その金額が負債純資産合計の100分の5を超えるものについては、当該負債の科目を明記して表示します。

純 資 産 の 部

I 株 主 資 本

(1) 資本金	30,000		I
(2) 新株式申込証拠金			II
(3) 資本剰余金			
資本準備金	3,000	(24)	
その他資本剰余金		(25)	
資本剰余金合計	3,000	III	(24) + (25)
(4) 利益剰余金			
利益準備金	3,000	(26)	
その他利益剰余金			
・ ・ ・ 準備金		(27)	該当する勘定科目名を記入
・ ・ ・ 積立金		(28)	該当する勘定科目名を記入
繰越利益剰余金	9,000	(29)	
利益剰余金合計	12,000	IV	(26) + (27) + (28) + (29)
(5) 自己株式	△	V	
(6) 自己株式申込証拠金		VI	
株主資本合計	45,000	(イ)	(I + II + III + IV + △ V + VI)

II 評価・換算差額等

(1) その他有価証券評価差額金	5,000		(30)
(2) 繰延ヘッジ損益			(31)
(3) 土地再評価差額金			(32)
評価・換算差額等合計	5,000		(ロ)

III 新 株 予 約 権 (ハ)

純資産合計	50,000	C	((イ)+(ロ)+(ハ))
負債純資産合計	445,000	(B+C)	=A

損 益 計 算 書

自 令和 2年7月 1日
至 令和 3年6月30日

（会社名）株式会社 鈴木組

千円

I 売 上 高

完成工事高	750,000	(1)		
兼業事業売上高	34,000	(2)	784,000	A (1) + (2)

II 売 上 原 価

完成工事原価	524,000	(3)		
兼業事業売上原価	22,000	(4)	546,000	B (3) + (4)
売上総利益（売上総損失）				
完成工事総利益（完成工事総損失）	226,000	(5)		
兼業事業総利益（兼業事業総損失）	12,000	(6)	238,000	C (5) + (6)

III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費

役員報酬	32,000	(7)	役員賞与引当金繰入額を含む	
従業員給料手当	98,000	(8)	従業員の給料・手当・賞与等	
退職金	15,500	(9)	退職共済掛金を含む	
法定福利費	8,000	(10)		
福利厚生費	6,000	(11)		
修繕維持費	3,400	(12)		
事務用品費	1,600	(13)		
通信交通費	2,500	(14)		
動力用水光熱費	3,500	(15)		
調査研究費	1,200	(16)		
広告宣伝費	1,000	(17)		
貸倒引当金繰入額	1,500	(18)	営業債権の貸倒引当金繰入れ	
貸倒損失		(19)	営業債権の貸倒損失	
交際費	4,000	(20)		
寄付金	2,000	(21)		
地代家賃	1,200	(22)		
減価償却費	2,500	(23)		
開発費償却		(24)		
租税公課	2,600	(25)		
保険料	3,500	(26)		
雑 費	8,000	(27)		
営業利益（営業損失）	40,000		198,000	D (7) + . . . + (27) E (C-D)

IV 営業外収益

受取利息及び配当金	2,600	(28)	
その他	100	(29)	2,700 F (28) + (29)

V 営業外費用

支払利息	4,500	(30)	手形売却損・手形割引料は含めない
貸倒引当金繰入額		(31)	営業債権以外の貸倒引当金繰入れ
貸倒損失	3,400	(32)	営業債権以外の貸倒損失
その他(手形売却損を含む)	800	(33)	8,700 G (30) + . . . + (33)
経常利益(経常損失)			34,000 H (E+F-G)

VI 特別利益

前期損益修正益		(34)	貸倒引当金戻入差益(洗替法)など
※固定資産売却益	3,500	(35)	
その他		(36)	3,500 I (34) + (35) + (36)

VII 特別損失

前期損益修正損	20,000	(37)	
※固定資産売却損	8,000	(38)	
その他		(39)	28,000 J (37) + (38) + (39)
税引前当期純利益(税引前当期純損失)			9,500 K (H+I-J)
法人税、住民税及び事業税	2,000	(40)	(41)は税効果会計で使用
法人税等調整額		(41)	2,000 L (40) + Δ (41)
当期純利益(当期純損失)		(42)	7,500 M (K-L)

完成工事原価報告書

自 令和 2年7月 1日
至 令和 3年6月30日

(会社名) 株式会社 鈴木組
千円

I	材 料 費	158,000	I	
II	労 務 費	52,000	II	
	(うち労務外注費	0)		
III	外 注 費	290,000	III	
IV	経 費	24,000	IV	
	(うち人件費	8,000)		
	完成工事原価	524,000	V	(I + II + III + IV) 損益計算書の(3)と一致

様式第二十五の十二（第十九条の四関係）に準拠

兼業事業売上原価報告書

自 令和 2年7月 1日
至 令和 3年6月30日

(会社名) 株式会社 鈴木組
千円

兼業事業売上原価

期首商品（製品）たな卸高	5,000	(1)	
当期商品仕入高	3,000	(2)	
当期製品製造原価（Eと一致）	21,000	(3)	←
合 計	29,000	A	(1) + (2) + (3)
期末商品（製品）たな卸高	△7,000	(4)	
兼業事業売上原価	22,000	B	(A+△(4)) 損益計算書の(4)と一致

(当期製品製造原価の内訳)

材 料 費	10,000	(5)	
労 務 費	5,500	(6)	
経 費	6,500	(7)	
(うち外注加工費)	(3,000)		
小計（当期総製造費用）	22,000	C	(5) + (6) + (7)
期首仕掛品たな卸高	32,000	(8)	
計	54,000	D	(C+(8))
期末仕掛品たな卸高	△33,000	(9)	
当期製品製造原価	21,000	E	(D+△(9)) 兼業事業売上原価報告書の(3)と一致

注 記 表(抜 粋)

自 令和 2年7月 1日
至 令和 3年6月30日

(会社名)株式会社 鈴木組

注

2 重要な会計方針

(5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

課税事業者は、「税抜方式」、「消費税抜」、「税抜処理」等と記載します。
免税事業者は、「免税につき税込」等と記載します。

：

7 貸借対照表関係

(2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

受取手形割引高	千円
受取手形裏書譲渡高	千円
電子記録債権割引高	千円
電子記録債権譲渡高	千円

* 金額の計上がない場合は、「0千円」又は「該当なし」と記載します。

重要 7の(2)は経営状況分析の審査作業上必要です。

財務諸表(個人)の記載例と注意事項、勘定科目の説明

重(注)*は省令様式には定められていないが、使用頻度が高いため経営状況分析では設定された勘定科目です。該当する場合は記入してください。

様式第十八号(第四条、第十条、第十九条の四関係)に準拠

貸借対照表

令和 3年12月31日現在

(商号又は名称)鈴木工務店

資産の部

千円

I 流動資産

現金預金	12,000	(1)	
受取手形	8,000	(2)	割引・裏書手形は相殺して計上
完成工事未収入金	25,200	(3)	
* 売掛金	3,800	(4)	兼業事業売上に係わる未収入金を計上
有価証券		(5)	
未成工事支出金	10,600	(6)	仕掛工事の費用を計上
材料貯蔵品	5,300	(7)	
* 販売用資産		(8)	販売用不動産、商品等
* 短期貸付金	3,000	(9)	
* 前払費用	1,800	(10)	
その他	1,000	(11)	(注)参照
貸倒引当金	△700	(12)	
流動資産合計	70,000	I	(1) + … + (11) + △ (12)

II 固定資産

建物・構築物	28,300	(13)	
機械・運搬具	35,600	(14)	
工具器具・備品	4,100	(15)	
土地	42,000	(16)	
建設仮勘定		(17)	
破産更生債権等	7,000	(18)	不渡手形等はここへ計上
* 長期貸付金	3,000	(19)	
その他		(20)	(注)参照
固定資産合計	120,000	II	(13) + … + (20)
資産合計	190,000	A	(I + II)

(注)

- 「受取手形」「完成工事未収入金」等の営業債権であっても、相手も倒産等に等により債権を回収できないことが明らかな場合は、「固定資産」の「破産更生債権等」へ振り替えることとなります。また、営業債権が当初の履行期を遅延している場合や、過年度からほぼ同額の債権が固定化している場合は、回収の可能性について確認して、適切な勘定科目(例えば「長期未収入金」等)へ振り替える必要があります。
- 「その他(流動資産)」、「その他(固定資産)」に属する資産で、その金額が資産合計の100分の5を超えるものについては、当該資産の科目を明記して表示します。

負債の部

千円

I 流動負債

支払手形	6,000	(1)	
工事未払金	21,000	(2)	工事に係る未払金を計上
* 買掛金	4,000	(3)	兼業事業に係る未払金を計上
短期借入金	18,000	(4)	当座借越手形借入金など
未払金	5,200	(5)	主に人件費を除く経費の未払金
* 未払消費税等	1,700	(6)	仮受・仮払消費税は相殺する
* 未払費用	3,800	(7)	人件費・公的費用の未払金
未成工事受入金	13,000	(8)	仕掛工事の前受金・中間金など
預り金	800	(9)	
* 前受収益	1,500	(10)	
… 引当金		(11)	該当する勘定科目名を記入
その他	2,000	(12)	(注)参照
流動負債合計	77,000	I	(1) + … + (12)

II 固定負債

長期借入金	42,000	(13)	1年以内の返済額は短期借入金扱い
* 長期未払金	8,000	(14)	
その他		(15)	(注)参照
固定負債合計	50,000	II	(13) + (14) + (15)
負債合計	127,000	B	(I + II)

純資産の部

期首資本金	40,000	III	前期決算の純資産合計と一致
事業主借勘定	20,000	IV	
事業主貸勘定	△10,000	V	
事業主利益	13,000	VI	損益決算書のHと一致
純資産合計	63,000	C	(III + IV + △V + VI) Cは次期決算の期首資本金に継続
負債純資産合計	190,000	(B + C) = A	

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
 課税事業者は「税抜方式」、「消費税抜」、「税抜処理」等と記載します。
 免税事業者は「免税につき税込」等と記載します。

(注)

- 下請等に対する「労務外注費」などの未払金は「工事未払金」に計上します。
- 工事代金の前払金・中間出来高の受取金は「未成工事受入金」に計上します。
- 借入金は1年以内に返済が見込まれるものについては短期借入金、それ以外は長期借入金へ計上します。
- 「その他(流動負債)」、「その他(固定負債)」に属する負債で、その金額が負債純資産合計の100分の5を越えるものについては、当該負債の科目を明記して表示します。

損益計算書

自 令和 2年 1月 1日
至 令和 3年12月31日

(商号又は名称)鈴木工務店
千円

I	完成工事高	160,000	(1)	
	※ 兼業事業売上高	20,000	(2)	180,000 A (1) + (2)
II	完成工事原価	115,000	(3)	(I + II + III + IV)
	材料費	40,000	I	
	労務費	23,000	II	
	(うち労務外注費 3,000)			該当ない場合は0を記入
	外注費	44,000	III	
	経費	8,000	IV	
	※ 兼業事業売上原価	13,000	(4)	128,000 B(3) + (4)(注)参照
	※ 売上総利益(売上総損失)			
	完成工事総利益(完成工事総損失)	45,000	(5)	52,000 C(A-B)(5) + (6)
	※ 兼業事業総利益(兼業事業総損失)	7,000	(6)	
III	販売費及び一般管理費			
	従業員給料手当	14,300	(7)	事務職従業員の給料・手当・賞与等
	退職金	1,500	(8)	退職共済掛金を含む
	法定福利費	2,800	(9)	
	福利厚生費	2,000	(10)	
	維持修繕費	1,000	(11)	
	事務用品費	500	(12)	
	通信交通費	800	(13)	
	動力用水光熱費	1,200	(14)	
	広告宣伝費		(15)	
	* 貸倒損失	300	(16)	営業債権の貸倒損失
	交際費	1,200	(17)	
	寄付金	100	(18)	
	地代家賃		(19)	
	減価償却費	6,200	(20)	
	租税公課	1,800	(21)	
	保険料	800	(22)	
	雑費	1,000	(23)	35,500 D(7) + … + (23)
	営業利益(営業損失)			16,500 E(C-D)
IV	営業外収益			
	受取利息及び配当金	2,500	(24)	
	その他	200	(25)	2,700 F(24) + (25)
V	営業外費用			
	支払利息	3,200	(26)	手形売却損(手形割引料)は含めない
	* 貸倒損失	2,400	(27)	営業債権以外のの貸倒損失
	その他(手形売却損・割引料を含める)	600	(28)	6,200 G(26) + (27) + (28)
	事業主利益(事業主損失)		(29)	13,000 H(E+F-G)
				貸借対照表のVIと一致

注 工事進行基準による完成工事高

(注) 個人についても兼業事業売上原価がある場合は、「兼業事業売上原価報告書」【138頁参照】を作成してください。

第6 特殊事例（合併等）について

合併、事業譲渡、会社分割や経営再建により、経営状況分析の申請をする場合は、次のとおり財務諸表を作成してください。なお、これら特殊事例による経営事項審査の申請に関しては、それぞれの申請企業に応じた申請を行う必要がありますので、事前に許可を受けた行政庁並びに登録機関へお問い合わせください。

1 合併（又は事業譲渡）があった場合

審査基準日、財務諸表の考え方は以下のとおりとなります。

	吸収合併	新設合併
審査基準日	・合併登記の日又は合併期日	・新設会社の設立日である合併登記の日
財務	<ul style="list-style-type: none"> ・当期の数値・・審査基準日における財務諸表 ・前期の数値・・存続会社の直前の決算日における存続会社と消滅会社の財務諸表の各勘定科目を合算したもの ・前々期の数値・・その前期の存続会社の決算日における存続会社と消滅会社の各勘定科目を合算したもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初の数値・・自己資本は設立時の貸借対照表（開始貸借対照表）の数値 ※経営状況は消滅会社の最終の決算に基づき各社の数値を合算したもの ・前期の数値・・消滅会社の任意の1社を存続会社とみなし、吸収合併に準じて作成した財務表 ・前々期の数値・・消滅会社の任意の1社を存続会社とみなし、吸収合併に準じて作成した財務表
諸表	<p>※ただし、額の確定までに相当の期間を要する場合等は、次の要領で作成した数値の財務諸表で審査を受けることも可能です。これを「特例による経審」といいます。特例による経審を受けたときには、次回の経審（合併後1期）時には、改めて上記の財務諸表を作成して経営事項審査を受ける必要がありますので注意してください。（特例による経審）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当期の数値……存続会社の直前の決算日における財務諸表の各勘定科目を合算したもの ・前期の数値……その前期の存続会社の決算日の各勘定科目を合算したもの ・前々期の数値……その前々期の存続会社の決算日の各勘定科目を合算したもの 	

- ① 作成した財務諸表が、建設業法等関連法令に照らし適正であることを証明するため、公認会計士又は税理士による内容が適正である旨の証明を添付してください。
- ② 事業譲渡は吸収合併の場合の取扱いに準じてください。なお、譲渡側が存続するときは、必ず譲受企業とともに審査を受ける必要があります。
- ③ 合併、譲渡時を審査基準日として受ける経営事項審査は任意です。従来通り、合併があった事業年度の決算終了日で経営事項審査を受けることもできます。

2 会社分割があった場合

会社分割時（吸収分轄、新設分割）の経営事項審査に関しては、原則として過去の実績を承継します。

審査基準日と財務諸表の考え方は、前述の合併（又は事業譲渡）があった場合に準じます。

3 経営再建（会社更生民事再生、特定調停）があった場合

会社更生法による経営事項審査は、更生手続開始決定日、更正計画許可日及び決算日が審査基準日となります。更生手続開始決定日から更正計画許可日までは、修正財務諸表を作成し、審査を行います。

民事再生法による経営事項審査は、再生手続開始決定日及び決算日が審査基準日となります。再生手続申し立て日から再生手続開始決定日までは、修正財務諸表を作成し、審査を行います。再生手続開始決定日以降は、財産評定後財務諸表により行います。

これらの財務諸表については、内容が建設業法等関係法令に照らして適正であることを証明するため、公認会計士又は税理士による内容が適正である旨の証明を添付してください。

第7 参 考 法 令 等

建 設 業 法 (抄)

〔 昭和 24 年 5 月 24 日 〕
〔 法 律 第 1 0 0 号 〕

凡 例

1 一部法令名を省略して表記しています。主なものは以下の通りです。

令 …建設業法施行令

規則 …建設業法施行規則

2 ※1 の箇所は、建設業法第 27 条の 3 2 の準用規定に読み替え後の条文を記載しています。

第 4 章の 2 建設業者の経営に関する事項の審査等

経営事項審査

第 27 条の 23 公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。

2 前項の審査（以下「経営事項審査」という。）は、次に掲げる事項について、数値による評価をすることにより行うものとする。

一 経営状況

二 経営規模、技術的能力その他の前号に掲げる事項以外の客観的事項

3 前項に定めるもののほか、経営事項審査の項目及び基準は、中央建設業審議会の意見を聴いて国土交通大臣が定める。

経営状況分析

第 27 条の 24 前条第 2 項第 1 号に掲げる事項の分析（以下「経営状況分析」という。）については、第 27 条の 31 及び第 27 条の 32 において準用する第 26 条の 6 の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録経営状況分析機関」という。）が行うものとする。

2 経営状況分析の申請は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を登録経営状況分析機関に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、経営状況分析に必要な事実を証する書類として国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

4 登録経営状況分析機関は、経営状況分析のための必要があると認めるときは、経営状況分析の申請をした建設業者に報告又は資料の提出を求めることができる。

経営状況分析の義務*1

第 26 条の 9 登録経営状況分析機関は、公正に、かつ国土交通省令で定める基準に適合する方法により経営状況分析を行わなければならない。

国土交通省令で定める基準

規則（経営状況分析の実施基準）

第 21 条の 6 法第 27 条の 32 において準用する法第 26 条の 9 の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第 27 条の 23 第 3 項の規定により国土交通大臣が定める経営事項審査の項目及び基準に従い、電子計算機及びプログラムを用いて経営状況分析を行い、数値を算出すること。
- 二 経営状況分析申請書及び第 19 条の 4 第 1 項各号に掲げる書類（次号、第 4 号及び第 21 条の 8 第 4 項において「経営状況分析申請書等」という。）に記載された内容が、国土交通大臣が定めて通知する各勘定科目間の関係、各勘定科目に計上された金額等に関する基準に照らし、真正なものでない疑いがあると認める場合においては、国土交通大臣が定めて通知する方法によりその内容を確認すること。
- 三 経営状況分析申請書等に記載された内容が、適正でないと認める場合においては、申請をした建設業者から理由を聴取し、又はその補正を求めること。

国土交通大臣が定めて通知する各勘定科目間の関係、各勘定科目に計上された金額等に関する基準

〔編注 登録経営状況分析機関のみに通知〕

国土交通大臣が定めて通知する確認方法

〔編注 登録経営状況分析機関のみに通知〕

報告の徴収*1

第 26 条の 19 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録経営状況分析機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

経営状況分析の結果報告

規則（経営状況分析結果の報告）

第 21 条の 9 登録経営状況分析機関は、経営状況分析を行ったときは、国土交通大臣の定める期日までに別記様式第 25 号の 18 による報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

立入検査*1

- 第 26 条の 21 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録経営状況分析機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

秘密保持義務

第 27 条の 34 登録経営状況分析機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、経営状況分析の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。